

みたか小鳥の森保育園

一時保育事業実施要綱

社会福祉法人みたか小鳥の森福社会

- 1〔目的〕 この事業は、保育園に入所していない児童の健やかな発達保障と育児支援を目的とする。
- 2〔利用対象児〕 満1歳（離乳が完了していること）から4歳未満
- 3〔定員〕 一日5名までとする
- 4〔利用内容〕 保育日 月曜日から金曜日（利用日は週3日までとする）
保育時間 A（一日） 9:00~16:30
B（5時間） 9:00~14:00
- 5〔利用単位〕 5時間、または一日（5時間以上）を基本単位とする
- 6〔費用〕 A（一日）4,000円 B（5時間）3,000円
やむを得ず、時間を超えた場合 30分500円
* 費用は後払いとする
* 利用した場合、早退しても予約した料金とする
* まとめて前払いすることもできる
- 7〔利用方法〕 ① 一時保育を希望する保護者は、あらかじめ登録手続きを行う。

以下のものを持参する

- ・健康保険証及び乳児医療証
- ・母子健康手帳
- ・児童と保護者の写真

② 保育利用日の申し込み

* 予約は電話で毎月20日（20日が土・日の場合は週のはじめの日、祝日の場合は翌日）から翌月末まで予約ができます。

（その間の予約は随時受け付けています。）

* 予約時間（土・日・祝日を除く）10:00~16:00

〔付則〕 この要綱は2005年4月1日から施行する。
この要綱は2006年4月1日から施行する。
この要綱は2007年4月1日から施行する。
この要綱は2008年5月1日から施行する。
この要綱は2010年4月1日から施行する。